

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見1】</b></p> <p>食品は直接口に入るものであり、また健康を維持するため、精神的にも楽しむための生活の一部。</p> <p>それをしっかりと、理解して頂いているとは思う。そのため食品添加物、農薬等は規制を厳しくするべきだと思う。将来的に考えても、野菜に付着したままの物を口にいれ体内に蓄積されると、奇形などの障害のある子供が増えていくのは根拠があるはず。農薬は水洗いでは落ちないし、それを落とそうと洗剤を使うと、洗い残しがあるため結局は悪循環。</p> <p>農薬や添加物を見直すならば、それを使用しないよう努力をしている会社や人々を応援し、国として補助金などを出すべきだと思う。よろしく願います。</p>	<p><b>【回答1】</b></p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>また、農薬取締法を所管する農林水産省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康への影響、病害虫防除の効果など、安全性、有効性等が考慮され、国内の農薬について登録がなされ、使用が認められているものと承知しています。</p> <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p> <p>なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、食品添加物や農業支援等については意見募集の対象外です。</p>
2	<p><b>【意見2】</b></p> <p>農薬をいれなければならない原因から変えなければいけないのだろうか？そもそも大量生産し、遺伝子組み換えや品種改良のしすぎで本来の機能が失われているし、海外からきつと輸入しあかかも国産かのように偽って市場でだすのだろうか、もっと自然栽培の農家を応援し自給自足の国になるよう動いてほしい。</p> <p>お金のことばかりではなく、もっと体のことを考えられる人を専門家に迎えて議論してほしい。</p>	<p><b>【回答2】</b></p> <p>農薬の残留基準の設定については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、遺伝子組換え食品や農業支援等については意見募集の対象外です。</p>
3	<p><b>【意見3】</b></p> <p>日本は農薬の量が欧米などに比べて基準が緩すぎる。欧米と同基準にすべきだ。これ以上緩和しては国の崩</p>	<p><b>【回答3】</b></p> <p>食品中の農薬の残留基準値は、農薬を定められた使用方法で使用した際の残留濃度等に基づき設定し</p>

	<p>壊につながる。</p>	<p>ており、これは国際的にも共通の考え方です。各国において、農薬の使用の可否や使用方法が、その国の気候、病害虫の発生状況や栽培実態を踏まえてそれぞれで定められていることから、それを基に定められる残留基準値も異なります。また、同じ食品であっても、日本と海外で検査部位が異なる（例：玄米と粳米）ことにより、残留基準値が異なる場合もあります。そのため、日本と海外の基準値のどちらが緩いか厳しいかを一概に言うことはできません。</p> <p>農薬の残留基準の設定については、【回答1】を御覧ください。</p>
<p>4</p>	<p><b>【意見4】</b>  農薬は人体に危険。これ以上基準値を引き上げるのは反対。柑橘系が1も引き上げる理由はなにか？農薬がなくても植物は育つ。安全な食品のためにも農薬基準値は引き上げてはならない。</p>	<p><b>【回答4】</b>  今回の残留基準の改正は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、国内の作物残留試験結果に基づき残留基準の設定を行ったものであり、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議し、幼児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないように、残留基準を設定しています。</p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料を御確認ください。</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の資料)  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20918.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20918.html</a>  (農薬・動物用医薬品部会の議事録)  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000839971.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000839971.pdf</a></p>
<p>5</p>	<p><b>【意見5】</b>  一方でアレルギー疾患対策を講じていながら、なぜ日本は食品添加物大国なのか？  イソオイゲノールには急性毒性、皮膚腐食性、眼刺激とあり、オキシクロザニドにも急性毒性、カンタキサンシンにおいては石油から作られるとあるが、これを使用することはESGでのネガティブスクリーニングに値するのではないだろうか？除草剤も海外であれ</p>	<p><b>【回答5】</b>  国内の農薬の登録については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、食品添加物については意見募集の対象外です。</p>

	<p>ほど訴訟問題のあるラウンドアップを堂々と店頭に並べさせている事もおかしいが、まだ増やすのか？</p>	
<p>6</p>	<p><b>【意見6】</b></p> <p>承認農薬の成分数だけで1,842種（R3.3.31現在、殺虫剤400、殺菌剤644、除草剤等798）、添加物829種、遺伝子組換え食品380種、飼料100種、抗生物質、ホルモン剤、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字。そのような状況にも関わらず、審査の段階では単品の成分で影響を確認するにとどまっている。複合効果を検証しろと意見を出しても「複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えている。FAO/WHOでは、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）やJECFAにおいて、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。」という「先送り」状態。</p> <p>「リスク判定方法が確立されていないから、確立されるまで待つ」のではなく、「方法が確立されていないからこそ、確立されるまで一律禁止（ないしは極小に抑える）」べきではないか？つまり、複合影響の検証方法が確立されるまで、新規の承認を停止、残留基準はゼロとするか、既存の基準値の安全係数を1,842（承認農薬の成分数）に設定して基準を見直すべき。TMDI/ADI（EDI/ADI）について、30を超えているものが散見され、中には80前後のものもある。100行かないからいいというものではなく、リスクの極小化のために、できれば1桁になるよう、さらに安全係数3～5を加えるべき。</p> <p>個別の農薬、品目によって、10ppm以上のものが散見されるが、共通の上限値として10ppmを設け、計算上それ以上になる場合でも一律10ppmとして、国民のリスクを抑えるべき。</p>	<p><b>【回答6】</b></p> <p>複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHOでは、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>安全係数については、内閣府食品安全委員会における許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の設定では、各種毒性試験で得られた無毒性量から、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差（人種、健康状態、生活状況、年齢等）を考慮して安全係数100を除いて決めているものと承知しています。</p> <p>長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について許容一日摂取量（ADI）の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。</p> <p>理論最大一日摂取量（TMDI）方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会（当時）の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量（EDI）方式によ</p>

		<p>り暴露評価を行い、許容一日摂取量(ADI)の80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については、以下を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html">http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html</a></p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。このように設定した残留基準については、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないことを確認しています。詳細については、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000780037.pdf</a></p>
--	--	---